令 和 6 年 度

入 学 の 手 引

～事務編～

愛知県立瀬戸北総合高等学校

郵 便 番 号　　４８９－０９０６
所　在　地　　瀬戸市本郷町２６０番地
電 話 番 号　　〈 0561 〉 48 － 1500
ＦＡＸ番号　　〈 0561 〉 48 － 5426

目　　次

はじめに	１～２頁
学校納入金について	３～４頁
ゆうちょ銀行自動払込利用申込書の記入方法	５頁
入学料等減免等基準一覧表	６頁
授業料と高等学校等就学支援金制度について	７頁
令和６年度（2024 年度）就学支援金のお知らせ	８～９頁
公立高等学校等奨学給付金について	10 頁
愛知県学習用パソコン等貸与規程	11～14 頁
通学定期券の購入について	15～17 頁
提出書類・場所・期限一覧	裏表紙

この冊子に綴じ込んである提出書類

〇学校納入金納入通知書・領収書

〇愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書

〇物品受領書

〇通学証明書（２枚）

◇　はじめに

１．入学料と学校諸費の納入について（巻末）

「学校納入金納入通知書・領収書」に組、番号、生徒氏名を３か所記入していただき、現金 70,000 円を添えて４月８日（月）の入学式当日に保護者の方が体育館にて納入してください。

※組、番号は入学式当日に発表されます。必ず確認して記入してください。

２．入学料の減免について（６頁）

「入学料等減免等基準一覧表」に該当される方は、本日のオリエンテーション終了後、別途指定する入学料減免申請用紙お渡し会場にて申請用紙をお受け取りください。また、後日該当することが分かりましたら、速やかに事務室へご連絡ください。

なお、申請用紙は入学式までに証明書類を添えて事務室まで提出してください。(※減免されるのは入学料 5,650 円のみです)

３．学校諸費について（３～５頁）

学校諸費とはＰＴＡ会計等の会費で、１年生は２回に分けて納入していただきます。１回目は入学式当日に入学料と一緒に現金で納めていただきますが、それ以降はゆうちょ銀行の口座引き落としによる納入をお願いしております。

つきましては「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、入学式までにゆうちょ銀行で直接手続きをしてください。なお、申込書が入っていたクリアファイルは、担任へ提出してください。

４．授業料の納入について（７～９頁）

授業料（月額 9,900 円、年額 118,800 円）は高等学校等就学支援金受給資格認定申請内容を審査したうえで、４月～６月分を納入していただく方を決定します。入学式に配布します ID とパスワードを使って４月 12 日（金）までに、オンライン申請システム（e-Shien）で入力してください。

授業料を納入していただく方は、４月～６月分を合わせた金額(29,700 円)を納めていただくことになります。納入方法など詳しい内容につきましては、６月以降事務室より連絡します。

なお、就学支援金の手続きについては６月以降にもう一度実施していただきますのでご承知おきください。

５．公立高等学校等奨学給付金について（10 頁）

就学支援金とは別の「安心して教育が受けられるよう授業料以外の経済的な負担を軽減する」ために一定額の給付が受けられる制度で、保護者の市町村民税・県民税所得割額が非課税（０円）の方及び生活保護（生業扶助）を受給している方が対象になります。詳細が分かり次第配布しますお知らせをご覧ください。（令和５年度は９月に配布しました。）

６．愛知県学習用パソコン等貸与について（11～14 頁・巻末）

愛知県学習用パソコン等貸与規程に基づき、ＩＣＴを利活用した学習のため、生徒に学習用パソコン等の貸与を行います。

貸与規程をご一読いただき、「愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書」及び「物品受領書」（利用者及び連帯保証人欄のみ）を記入のうえ、入学式に担任へ提出してください。

なお、書類の提出がなかった場合、自宅での学習用パソコン等を利用した学習ができないため、必ず提出をお願いいたします。

（保護者の利便性を考慮し、あらかじめ「物品受領書」にもご記入いただくことにご理解ください。）

７．通学定期券の購入について（15～17 頁・巻末）

・名鉄、ＪＲ、愛知環状鉄道は通学証明書により購入できます。

「通学証明書」に必要事項を記入し、オリエンテーション終了後、別途指定する通学証明書申請会場の回収箱に提出してください。

証明書は入学式当日に担任より生徒に交付します。なお、次回以降の名鉄、ＪＲ、愛知環状鉄道は、生徒手帳で購入できます。

・地下鉄、市バス、ゆとりーとライン、リニモは合格通知書により購入できます。（入学時の特例）なお、次回以降は生徒手帳で購入できます。

８．在学証明書の発行について

必要な方は、事務室まで「在学証明書交付願」を取りにきてください。作成した証明書は担任経由でお渡しします。

◇　学校納入金について

１．学校納入金の内容

項目		内容
入学料		愛知県が定めた県立高等学校（全日制）の入学料
授業料		愛知県が定めた県立高等学校（全日制）の授業料
学校諸費	ＰＴＡ会計	PTA の活動に要する費用
	ＰＴＡ空調	教室等の空調設備に要する費用
	教育振興会計	学校単位の教育活動を実施するために要する費用
	生徒会会計	芸術鑑賞の費用、部活動の進行を図るために要する費用、 生徒会の活動に要する費用
	学年会計	学年単位の教育活動を実施するために要する費用

２．入学料・令和６年度学校諸費

（１）　納入金額

（単位：円）

区分＼納入時期			４月８日 (入学時)	９月 25 日 (振替予定日)	備考
入学料			5,650	－	
学校諸費	ＰＴＡ会計		2,700	0	
	ＰＴＡ空調会計		5,100	5,100	
	教育振興会計		3,240	0	
	生徒会会計		8,400	0	芸術鑑賞会費、部活動費、年間会費
	学年会計	各種負担金	2,980	14,900	高等学校体育連盟分担金、高等学校文化連盟分担金、日本スポーツ振興センター掛金、高等学校保健会負担金、全高Ｐ連賠償責任補償制度
		学年諸費	18,710	0	遠足、生徒手帳・校章・身分証明書写真、体力テスト判定料、防災備蓄品、教材費等
		修学旅行積立	23,220	0	修学旅行積立金
合計			70,000	20,000	

（２）納入方法

① ４月納入分

入学式（４月８日）に体育館で徴収します。「学校納入金納入通知書・領収書」（巻末）に、現金 70,000 円を添えて納付してください。

② ９月納入分

ゆうちょ銀行からの口座引落となります。入学式（４月８日）までに「自動払込利用申込書」（５頁）の記入例を参考にして記入のうえ、ゆうちょ銀行で直接手続きをお願いします。

③ 入学料減免について

手続きをして承認された場合は、後日入学料を返金します。

３．授業料

（１） 金額　　月額９，９００円（３ヶ月分まとめて納入になります）

（２） 納入について　高等学校等就学支援金の受給が決定された場合は、納入不要です。

口座引落ですが、ゆうちょ銀行は利用できません。該当される方には後日手続きについて連絡します。

自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。
なお、本申込書は、私に代わって責任から下記加入者にお届けください。

通帳名義人の内容をご記入ください。

お申込人（口座名義人）	おところ	郵便番号（　　－　　）
	おなまえ	ソリ
	日中ご連絡先電話番号	携帯　会社　自宅　　－　　－
	記号番号	記　号 ⚠ 番号（8桁未満の場合は右詰めで記入し、その他の空欄には「0」をご記入ください。）
		⚠ 通帳に記載のある方のみご記入ください。
お届け印		

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。　▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

払込先	加入者名	瀬戸北総合高校私費会計徴収金委員会
	口座番号	００８９０－６－１３５３５８

払込金の種別				
該当の項目にレ印をつけてください。	☐ 電気料金　20	☐ 住宅使用料　25	☐ 授業料等　29	☐ 割賦代金　34
	☐ ガス料金　21	☐ 公庫償還金　26	☐ 購読料　31	☐ 税　金　35
	☐ 水道料金　22	☐ 育英会返還金　27	☐ 年金保険　32	☑ 学校徴収金　30
	☐ 電話料金　23	☐ 各種保険料　28	☐ 会　費　33	

払込開始月	令和　年　9　月から	払込日	6月 9月 の１０日　（再払込日　２２日	土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

記　入　不　要

ご契約者	おところ	郵便番号（　　－　　）
	おなまえ	ソリガナ 様
	日中ご連絡先電話番号	携帯　会社　自宅　　－　　－

備考	必ず生徒氏名を記入してください。 生徒氏名 ＿＿＿＿＿＿	口座印
		印鑑照合
		受付

（1枚目）　（取扱店→貯金事務センター）　チ 30170(2022.09・1PN)　ゆうちょ銀行

入学料・授業料減免等基準一覧表（令和３年４月以降申請用）

減免等事由	減免等割合	証明書類	所定の提出書類 （用紙は学校にあります。）	提出先
（1）　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	入学料及び授業料の全部	市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書 （※　以下の期間内において、生計状況に変化のない方（例えば、転職や退職などをしていない方）に限ります。 ・１月～５月に申請する場合・・・前々年の１月１日以前から申請時点まで ・６月～12 月に申請する場合・・・前年の１月１日以前から申請時点まで）	入学料・授業料減免申請書 入学料・授業料減免申請理由書	学校長
（2）　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者 （一部支給者を除く。）		県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む）が発行する児童扶養手当証書		
（3）　地方税法の規定により納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の合計から、16 歳未満の扶養親族１人につき 330,000 円を、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族１人につき 120,000 円を控除した額が 336,000 円以下の者 （減免等事由（1）の該当者を除く。）	授業料の半額	市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書 （※　以下の期間内において、生計状況に変化のない方（例えば、転職や退職などをしていない方）に限ります。 ・１月～５月に申請する場合・・・前々年の１月１日以前から申請時点まで ・６月～12 月に申請する場合・・・前年の１月１日以前から申請時点まで）		
（4）　天災その他不慮の災害により学資の支弁が困難な者	入学料及び授業料の全部又は半額	市町村長又は消防署長が発行する罹災証明書 （火災の場合は、原則として全焼とします。また、減免の承認期間は、原則として災害のあった月の翌月から１年間とします。）		
（5）　長期疾病、生業不振若しくは失業のためその生計が著しく不良となり、学資の支弁が困難な者又は父母の死亡、離婚若しくは行方不明等のため学資の支弁が困難な者。 その他学校長が特に減免等の必要があると認める者		（1）～（3）の書類では現在の生活困窮の程度が証明できない方は、学校へ連絡してください。調査させていただきます。		

※　注意１　上記（1）から（5）の事由に該当する場合でも、授業料の減免については、就学支援金等の支給要件を満たす方については対象となりません（専攻科も原則対象とならない）。

※　注意２　上記（1）から（5）の事由に該当する場合でも、生活保護受給者のうち、生業扶助における高等学校等就学費受給者は対象となりません。

※　注意３　上記（1）の税額は父母の税額を合算した金額としますので、父母両方の証明書類を提出してください。

※　注意４　上記（3）の課税総所得金額等の額は父母の課税総所得金額等の額を合算した金額としますので、父母両方の証明書類を提出してください。
また、扶養親族とは、税法上の扶養親族のことであり、扶養親族の年齢は、減免の対象となる月が属する年の前年（1 月から 6 月については前々年）の 12 月 31 日現在における年齢になります。

※　注意５　上記（1）及び（3）の証明書が提出できる場合でも、前年の生計状況に変化があったときなどは、証明として不十分な場合がありますので、事前に学校事務室へ問い合わせてください。

※　注意６　上記（1）及び（3）については６月に、（2）については新しい児童扶養手当証書が発行され次第、事由の継続の確認を行います。〔証明書類欄に掲げる書類（最新のもの）を提出していただきます。〕

※　注意７　上記証明書類欄に掲げる書類以外にも、学校長が必要とする場合には、証明書類を提出していただきます。

※　注意８　減免期間中に事由が消滅したり、生計状況に著しい変化があったりした場合には、速やかに学校事務室へ申し出てください。

※　注意９　年度の途中から、上記（1）から（5）の事由に該当することになった場合も申請ができます。

令和６年３月２２日

保護者の皆様へ

愛知県立瀬戸北総合高等学校長

授業料と高等学校等就学支援金制度について

愛知県立高等学校（全日制）では、授業料として月額9,900円、年額118,800円を納めていただいています。（納付額及び納付期限は下表のとおり）

ただし、「高等学校等就学支援金」（以下支援金という）を申請いただいた方で、所得等の要件を満たす場合は、国から交付された支援金を授業料に充当するため、授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

国のモデルケース（父・母・高校生１人・中学生１人）では、年収約910万円未満の家族が対象となり、全国の約８割の方が支援金の交付対象となっています。

この支援金につきましては、申請する意志の有無を確認するため、全員に手続をしていただく必要があります。

県立高校ではオンライン申請を導入しており、紙の申請書等の提出は不要なため、申請書の記入や添付書類の取得等の負担が軽減されます。入学時の支援金の申請は、原則としてオンライン申請により実施していただきますようお願いします。

手続等については別紙「令和６年度（2024年度）就学支援金のお知らせ」をご確認ください。お問い合わせは事務室へお願いします。

【授業料の納付額及び納付期限】

区　　分	納　付　額	納 付 期 限
４月～　６月分	２９，７００円	令和６年　８月２０日
７月～　９月分	２９，７００円	令和６年１０月２０日
１０月～１２月分	２９，７００円	令和６年１２月２０日
１月～　３月分	２９，７００円	令和７年　３月２０日
合　　計	１１８，８００円	

※　３年生の１～３月分の納付期限は、令和７年２月２０日となります。

（参考）支援金の対象となる世帯は？

・保護者（親権者）全員の「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額（指定都市（名古屋市等）の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じる）※」の合算額が30万4,200円未満（目安：年収約910万円未満）の方

※　市町村民税の課税標準額や調整控除の額については、課税された市町村にお問い合わせください。

担当　事務室（本館棟１階）

全員手続していただく必要があります

令和６年度（2024 年度）就学支援金のお知らせ

□令和６年（2024 年）４月～６月分の就学支援金の手続きについて

○　オンライン申請により保護者の方のマイナンバー等の情報を登録してください。

○　オンライン申請時、収入状況提出方法を選択する際に「個人番号を入力する」を選択することを推奨しています。
（認定された場合、次回の更新手続を簡便に行うことができます。）

収入状況提出方法	更新手続
・個人番号を入力する　推奨	・就学支援金を継続して受給する意向等の確認のみ
①個人番号カードを使用して自己情報を提出する ②システム外で個人番号カードの写し等を提出する	上記に加えて、 ①マイナンバーカードを使用して所得情報の提出が毎回必要 ②市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が毎回必要

□申請手続および提出書類 ＜期限：令和６年(2024 年) ４月１２日（金）＞

○　「オンライン申請マニュアル」を参照のうえ、オンライン申請（入学式の日に配付されるＩＤ・パスワードを利用）を行ってください。

※　入学式の日に配付するＩＤ・パスワードが記載された「ログインＩＤ通知書」は３年間利用しますので、大切に保管してください。

□マイナンバーや自己情報を利用せず申請する方

○　令和５年度の市町村民税・県民税課税証明書等で申請することもできます。課税証明書の発行手続の際に必要な書類をお渡ししますので、事務室までご連絡ください。なお、課税証明書で申請する場合、ご家庭の状況の変化の有無に関わらず、毎年６月頃に新しい年度の課税証明書等を提出していただく必要があります。

※　生活保護法による生活扶助受給世帯の方は、生活保護受給証明書（親権者全員分）を提出してください。

裏面あり

□今後の手続き

＜就学支援金の対象となった方＞

○　毎年６月頃に、ご家庭の状況に変更がないかなどを確認します。

○　収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択して認定された場合は、簡単な確認手続のみになります。

○　その他の方法を選択して認定された場合は、マイナンバーカードを使用した所得情報の提出や市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が必要です。

＜就学支援金の対象とならなかった方＞

○　今後、課税状況等の変化により支援金の受給を希望する方は、申請手続が必要です。

□注意事項

○　過去に申請し、マイナンバーを提出した場合でも、対象とならなかった方については再度手続が必要です。

○　対象となった方も、対象とならなかった方も、ご家庭の状況の変化（離婚・死別、再婚等により保護者の変更があった場合や国外への転居等）があった場合は、手続が必要となる可能性がありますので、事務室へ申し出るようにしてください。

○　収入の修正申告や税額の更正決定により、市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額に変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等を受け取った日の翌日から 15 日以内にその旨を申し出るようにしてください。（支援金の対象とならなかった方や受給を希望しなかった方が税更正等により支援金の支給要件を満たすこととなった場合、15 日以内に申請した場合に限り、遡って支援金の支給が受けられます。15 日を超えた場合は、遡って支給されませんのでご注意ください。）

新入生の保護者様へ

県内国公立

公立高等学校等奨学給付金について

高等学校等奨学給付金は、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、
県が生活保護世帯・非課税世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。

※国や愛知県の予算状況、制度改正などのため、実際に申請する時点で条件や支給額が変更となる可能性があります。ご了承ください。

● 奨学給付金を申請することができる方

令和6年7月1日時点で、生徒が国公立の高等学校等に在学し、生徒・保護者が次の条件の全てに当てはまる方が対象となります。

※ 保護者とは、令和6年7月1日時点で生徒の親権者である方、親権者がいない場合は生徒の未成年後見人又は生徒の生計を主に維持している方のことをいいます。両親とも親権者である場合は、父母の両方が保護者となります。

生徒の条件	保護者の条件
① 平成26年度以降に、高等学校等の1年生に入学した方 ② 令和6年7月時点で高等学校等就学支援金（国の授業料補助）を受給する資格を有している方 ※奨学給付金を受給するには、就学支援金を受給する資格を有していることが必要です。 就学支援金を受給する資格を有していない方は、他の条件を満たしていても奨学給付金は支給されません。	① 令和6年7月1日時点で 生活保護（生業扶助）受給世帯　または、 保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税（0円）である方 ② 7月1日時点の住民票が愛知県内にある方 ※保護者等の住民票が愛知県外にある場合は、住民票のある都道府県の奨学給付金を申請することができます。

☆ 就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金（県の奨学金）の違い

・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者が申請し、返済は不要です。
・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
※県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。下の「ご注意」③をご覧ください。

● 年間支給額

対象となる生徒一人について、生徒が在学する学校の課程・世帯の状況により、下表の全額を支給します。

課程	世帯の状況		
	生活保護世帯（生業扶助を受給している世帯）	非課税世帯（生業扶助を受給する生活保護世帯を除く）	
		① 生徒が第一子の場合	② 生徒が第二子以降の場合
全日制・定時制	32，300円	122，100円	143，700円
通信制	32，300円	50，500円	
専攻科	50，500円		

● 申請時期・申請方法

各学校が指定する時期に、申請をしてください。

● ご注意

① 実際に奨学給付金の給付を受けられるかどうかは、申請年度の条件により審査した上で決定されます。
② 生徒や保護者が特定の条件に当てはまる場合は、給付を受けることができません。
〔給付を受けられない場合の例〕
・海外に在住していたため、所得証明書類を発行されない保護者がいる場合
・申請時に生徒が休学している場合
・7月1日時点で生徒がどこの学校にも在学していない場合
③ 愛知県以外（市町村・民間団体など）が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。これらの奨学金を申し込まれた方、これから申し込む予定のある方は、奨学給付金を申請する前に必ず各団体へ確認をしてください。

お問合せ

各学校又は愛知県教育委員会高等学校教育課　☎052(954)6785
*私立学校に在学する生徒に関する申請については、各私立学校、または愛知県県民文化局学事振興課私学振興室（052(954)7477）へお問合せください

愛知県学習用パソコン等貸与規程

（趣旨）

第１条　この規程は、ICT を利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、愛知県立学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に対する学習用パソコンの貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「学習用パソコン等」とは、愛知県教育委員会が調達したタブレット端末として使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータ及びその使用のために必要な付属品で、県立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

（貸与物品）

第３条　この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習用パソコン等とする。

（貸与対象者）

第４条　貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒のうち、学校外における学習活動のために貸与物品の使用を希望する者とする。

（管理）

第５条　貸与物品の貸与に関する事務は、貸与対象者が所属する学校長（以下「学校長」という）が処理する。

２　出納員及び分任出納員は、愛知県財務規則第 182 条第 1 項に基づき、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿(愛知県財務規則様式第 109）を備えなければならない。

３　学校長は、貸与状況に異動が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。

（貸与期間）

第６条　貸与物品の貸与期間は、貸与決定日から学校長が定める日までとする。

（貸与に係る費用）

第７条　貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

（貸与の申請）

第８条　貸与物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保証人との連署により、愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第１号）を学校長に提出しなければならない。

（貸与の決定）

第９条　学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

２　学校長は、前項により貸与を決定したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（受領書）

第 10 条　貸与物品の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ物品受領書（様式第３号）を提出しなければならない。

（貸与物品の変更）

第 11 条　学校長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、愛知県学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第４号）により、利用者に通知するものとする。

２　利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

（貸与物品の取扱）

第 12 条　利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

２　利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。

(2)　貸与物品を売却、廃棄又は故意に損傷すること。

(3)　貸与物品を学習活動以外に使用すること。

(4)　貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。

(5)　学校長が別に定める学習用パソコン利用規約等その他学校長の指示に反する行為を行うこと。

(6)　その他本規程の趣旨及び貸与決定通知書に記載される遵守事項に反すること。

３　利用者は、学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（維持管理に係る経費）

第 13 条　利用者は、貸与物品の利用に係る維持管理費（在籍する学校外での充電に係る費用、インターネット通信費及び消耗品の購入費用）を負担しなければならない。

（亡失又は損傷の届出）

第 14 条　利用者は、貸与物品を亡失し又は損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第５号）を学校長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者の生計等の状況や貸与物品の損傷の程度等を考慮し、利用者に原状復旧を求めることが適当と認められる場合には、利用者は修繕等の貸与物品の原状復旧を行い、又は修繕費等の原状復旧に要する費用あるいは貸与物品の価額を負担する。

(1)　利用者の故意又は過失により貸与物品を紛失した場合

(2)　利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を損傷した場合

(3)　県立学校の児童生徒が故意又は重大な過失により貸与物品を損傷した場合（利用者が当該児童生徒に求償することが著しく困難な場合を除く）

(4)　県立学校の児童生徒以外の第三者が故意又は過失により貸与物品を損傷した場合（利用者が当該第三者に求償することが著しく困難な場合を除く）

３　貸与物品が県の賃貸借物品であり、かつ賃貸借契約により県に賠償金等が発生した場合は、利用者は、前項に定める修繕費等の貸与物品の原状復旧に代えて、当該賃貸借契約に係る賠償金等を負担する。

（損害賠償）

第 15 条　利用者は、貸与物品の使用に当たり、県又は第三者に損害を与えた場合には、原則としてその損害を賠償する責任を負う。

２　貸与物品の使用により利用者と第三者との間で紛争が生じた場合は、利用者の責任と負担において処理することとする。

（決定の取消し）

第 16 条　学校長は、第６条の貸与期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

(1)　利用者が休学、留学等により長期に登校しないこととなったとき。

(2)　利用者が、第９条による決定を受けた県立学校の児童生徒でなくなったとき。

(3)　利用者が、第 12 条の規定に違反したとき。

(4)　その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

２　学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第６号）により、利用者に通知するものとする。

（貸与物品の返却）

第 17 条　利用者は、第６条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

２　利用者は、前条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

３　利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

（連帯保証）

第 18 条　申請者は、保証人を立てなければならない。

２　第８条の貸与申請をしようとする年度の４月１日において、申請者が未成年者であるときは、前項の保証人は、同日におけるその者の親権者又は未成年後見人でなければならない。ただし、学校長が相当な理由があると認めるときは、学校長が認める者を保証人とすることができる。

３　保証人は、本規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について利用者と連帯して負担するものとする。

（規程の改定）

第 19 条　県は、合理的な理由があるときは、本規程を改定することができる。

２　県は、本規程を改定したときは、学校長を通じて利用者に通知し、通知後、当該利用者に適用される。

（補則）

第20条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則（令和３年10月１日３教企第195号）

この規程は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和４年３月22日３教企第395号）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際、現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づき提出されている申請書等の書類は、この規程による改正後の各規程の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

３　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（令和５年３月22日４教Ｉ第455号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

◇　通学定期券の購入について

１．通学証明書用紙の記入方法

○　黒のボールペンで通学証明書及びその（控）の両方に記入してください。

○　使用者の住所の欄に、住所及び昼間連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

○（ア）通学区間は、自宅最寄り駅から次の学校指定駅までとします。

愛環：中水野駅

名鉄バス：本郷町、ふじの台西、ききょう台、瀬戸北総合高校前

（イ）駅名は正しく記入してください。

特に、愛環「瀬戸市駅」と名鉄電車「新瀬戸駅」は注意してください。

（ウ）下記の場合、証明書は１枚で作成してください。

・名鉄電車と名鉄バスを乗り継ぐとき。

・高蔵寺駅経由でＪＲと愛環を利用するとき。

記載例：春日井駅　中水野駅　高蔵寺駅経由　と記入してください。

○　身分証明書番号は、今回に限り、受検番号を記入してください。

○　通学定期乗車券の通用期間は１箇月・３箇月・６箇月の３種類のいずれかを記入してください。

※愛環については、１学期・２学期・３学期の学期定期の発売もあります。

学期定期を購入する場合は、通用期間欄に㊥と記入してください。各学期の発売開始日や有効期間は、愛環のホームページで御確認ください。

○　使用開始日は、購入する際に記入してください。

２．お問い合わせ

○通学証明書の記載方法について

本校事務室

○運賃や路線等について

各交通機関

記入例１　ＪＲ→愛知環状鉄道

※ボールペンで左右記入する

通学証明書（控）

No.

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	名　前	（16歳） 男 女
使用者の住所	住　所 TEL（○○○）○○○○○－○○○○	
通学区間	春日井 駅 中水野 駅間 高蔵寺 経由	
部科及び学年	総合学科 1 学年（年次）	
身分証明書番号	受験番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　年　月　日から	

令和　年　月　日発行

（切りとらないでください。）

通学証明書

No.

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	名　前	（16歳） 男 女
使用者の住所	住　所 TEL（○○○）○○○○○－○○○○	
通学区間	春日井 駅 中水野 駅間 高蔵寺 経由	
部科及び学年	総合学科 1 学年（年次）	
身分証明書番号	受験番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　年　月　日から	

令和　年　月　日発行

学校所在地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学校名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校長

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月		日まで	
種別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

記入例２　名鉄バス

通学証明書（控）

No.

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	名　前	（16歳） 男 女
使用者の住所	住　所 TEL（○○○）○○○○○－○○○○	
通学区間	石尾台 駅 高蔵寺駅北口 駅間　経由	
部科及び学年	総合学科 1 学年（年次）	
身分証明書番号	受験番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　年　月　日から	

令和　年　月　日発行

（切りとらないでください。）

通学証明書

No.

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	名　前	（16歳） 男 女
使用者の住所	住　所 TEL（○○○）○○○○○－○○○○	
通学区間	石尾台 駅 高蔵寺駅北口 駅間　経由	
部科及び学年	総合学科 1 学年（年次）	
身分証明書番号	受験番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　年　月　日から	

令和　年　月　日発行

学校所在地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学校名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校長

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月		日まで	
種別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

記入例３　名鉄電車

※ボールペンで左右記入する

通 学 証 明 書 （ 控 ）

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	**名　　前**　（ **16** 歳） 男 女
使用者の住所	**住　　所** TEL（○○○）○○○○－○○○○
通学区間	**尾張瀬戸** 駅 **新瀬戸** 駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　**1**　学年（年次）
身分証明書番号	**受験番号**
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日発行

（切りとらないでください。）

通 学 証 明 書

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	**名　　前**　（ **16** 歳） 男 女
使用者の住所	**住　　所** TEL（○○○）○○○○－○○○○
通学区間	**尾張瀬戸** 駅 **新瀬戸** 駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　**1**　学年（年次）
身分証明書番号	**受験番号**
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日発行

学校所在地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学　校　名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校　長

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月			日まで
種　別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記　号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

記入例４　愛知環状鉄道

通 学 証 明 書 （ 控 ）

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	**名　　前**　（ **16** 歳） 男 女
使用者の住所	**住　　所** TEL（○○○）○○○○－○○○○
通学区間	**高蔵寺** 駅 **中水野** 駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　**1**　学年（年次）
身分証明書番号	**受験番号**
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日発行

（切りとらないでください。）

通 学 証 明 書

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	**名　　前**　（ **16** 歳） 男 女
使用者の住所	**住　　所** TEL（○○○）○○○○－○○○○
通学区間	**高蔵寺** 駅 **中水野** 駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　**1**　学年（年次）
身分証明書番号	**受験番号**
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日発行

学校所在地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学　校　名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校　長

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月			日まで
種　別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記　号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

学校納入金納入通知書・領収書

入学料・学校諸費領収書原符

1年　　組　　番

生徒氏名　　様

¥70,000

内訳

①	入学料	5,650円
②	学校諸費	64,350円
	ＰＴＡ会費	2,700円
	PTA空調会費	5,100円
	教育振興費	3,240円
	生徒会費	8,400円
	学年会計	44,910円

切り取らないでください

ミシン線

様式第15(その15)

授業料
(入学料)

納入通知書

第　号	納入義務者	総合学科　1学年　組　番
令和6年度	氏　名	様
一般会計		

下記の金額を納期限までに本校出納員に納付してください。

令和6年4月8日　愛知県立瀬戸北総合高等学校長

種別	金額	納期限
授業料	(1箇月)円 9,900	毎月20日(4月分、7月分及び月の20日後に入学する場合のその月分はそれぞれの月の翌月の20日、卒業する月分は前月の20日)
入学料	5,650	令和6年4月20日

領収書						
授業料						入学料領収印
4月分領収印	5月分領収印	6月分領収印	7月分領収印	8月分領収印	9月分領収印	
10月分領収印	11月分領収印	12月分領収印	1月分領収印	2月分領収印	3月分領収印	

学校諸費納入通知書

1年　　組　　番

生徒氏名　　様

下記の金額を納入してください。

令和6年4月8日

64,350円

内訳

ＰＴＡ会費	2,700円
PTA空調会費	5,100円
教育振興費	3,240円
生徒会費	8,400円
学年会計	44,910円

月分領収書(領収印)
上記金額領収しました

愛知県立瀬戸北総合高等学校PTA会長
愛知県立瀬戸北総合高等学校徴収金会計
運営協議会長

※注意事項　　組、番号、生徒氏名を3箇所に必ず記入してください。

様式第１号（第８条関係）

愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書

令和６年４月８日

愛知県立瀬戸北総合高等学校長　殿

愛知県学習用パソコン等貸与規程第８条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり連帯保証人連署をもって申請します。

なお、利用に当たっては、愛知県学習用パソコン等貸与規程の適用があり、同規程を遵守することを承諾します。

申請者 （利用者）	学 年 等：　　年　　組　　番 住　　所： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ふりがな） 氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※署名は必ず本人が行ってください。
連帯保証人 （親権者又は 未成年後見人）	住　　所： □　申請者に同じ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ふりがな） 氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※署名は必ず本人が行ってください。 電話番号：＿＿＿＿（　　）＿＿ 申請者との関係（続柄）：＿（　　）＿

※１　「連帯保証人（親権者又は未成年後見人）」の欄は、申請年度の４月１日時点で申請者が未成年者の場合は、申請者の親権者又は未成年後見人が記入してください（親権者又は未成年後見人以外の者が連帯保証人となる場合は、予め学校長の許可を得てください。）。

※２　お預かりした個人情報は、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※３　学習用パソコンの専用ペンの電池やペン先等の消耗品は、申請者（利用者）にて購入してください。

※４　連帯保証人が申請者（利用者）欄を代筆する場合は、予め学校長の許可を得てください。

様式第３号（第 10 条関係）

年　　月　　日

物品受領書

愛知県立瀬戸北総合高等学校長　殿

利用者 （児童生徒）	学 年 等：　　年　　組　　番 住　　所： 氏　　名：
連帯保証人 （親権者又は 未成年後見人）	住　　所： □　申請者に同じ 氏　　名： 申請者との関係（続柄）：　（　　）

※ 署名は必ず本人が行ってください。連帯保証人が申請者（利用者）欄を代筆する場合は、予め学校長の許可を得てください。

下記について受領しました。

記

品名	管理番号	数量	確認欄
学習用パソコン			
キーボード			
専用ペン			
電源ケーブル			

通 学 証 明 書（ 控 ）

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	（　　歳） 男 女
使用者の住所	TEL（　　）　　－
通 学 区 間	駅　　駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　　学年(年次)
身分証明書番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和 6 年 4 月　　日から

令和 6 年 4 月 8 日発行

注意
1. 黒のボールペンで記入してください。
2. 下記の場合、証明書は1枚で作成してください。
   ・名鉄電車・名鉄バスを乗り継ぐとき。
   ・高蔵寺駅経由でJRと愛環を利用するとき。
   記載例：春日井駅　中水野駅間　高蔵寺駅経由　と記入してください。
3. 駅名は正しく記入してください。
   特に、愛環「瀬戸市駅」と名鉄電車「新瀬戸駅」は注意してください。
4. 発行は、自宅の最寄駅から学校の最寄駅までとなります。
5. 身分証明書の番号は、受験番号を記入してください。
6. オリエンテーションの日に提出された分は、入学式当日に担任よりお渡しします。

（切りとらないでください。）

通 学 証 明 書

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	（　　歳） 男 女
使用者の住所	TEL（　　）　　－
通 学 区 間	駅　　駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　　学年(年次)
身分証明書番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和 6 年 4 月　　日から

令和 6 年 4 月 8 日発行

学 校 所 在 地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学　　校　　名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校　長　平川　竜也

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを〇で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月			日まで
種　別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記　号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

通 学 証 明 書（ 控 ）

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	（　　歳） 男 女
使用者の住所	TEL（　　）　　－
通 学 区 間	駅　　駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　　学年(年次)
身分証明書番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和 6 年 4 月　　日から

令和 6 年 4 月 8 日発行

注意
1. 黒のボールペンで記入してください。
2. 下記の場合、証明書は1枚で作成してください。
   ・名鉄電車・名鉄バスを乗り継ぐとき。
   ・高蔵寺駅経由でJRと愛環を利用するとき。
   記載例：春日井駅　中水野駅間　高蔵寺駅経由　と記入してください。
3. 駅名は正しく記入してください。
   特に、愛環「瀬戸市駅」と名鉄電車「新瀬戸駅」は注意してください。
4. 発行は、自宅の最寄駅から学校の最寄駅までとなります。
5. 身分証明書の番号は、受験番号を記入してください。
6. オリエンテーションの日に提出された分は、入学式当日に担任よりお渡しします。

（切りとらないでください。）

通 学 証 明 書

No.＿＿＿＿＿＿

学校種別又は指定番号	高等学校

使用者の氏名 年齢及び性別	（　　歳） 男 女
使用者の住所	TEL（　　）　　－
通 学 区 間	駅　　駅間　　経由
部科及び学年	総合学科　　学年(年次)
身分証明書番号	
通学定期乗車券の通用期間	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	令和 6 年 4 月　　日から

令和 6 年 4 月 8 日発行

学 校 所 在 地　愛知県瀬戸市本郷町260番地
学　　校　　名　愛知県立瀬戸北総合高等学校
学校代表者氏名　校　長　平川　竜也

（注意）
1 この証明書の有効期間は、発行の日を含めて15日間です。
2 この証明書のうち、※欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを〇で囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、使用者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印、其他記入事項については、代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。					
年		月			日まで
種　別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記　号					

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿駅発行

提出書類・場所・期限一覧

提出書類		提出場所	提出・手続期限	備考
全員提出・申請	① 現金 70,000 円 ② 学校納入金納入通知書・領収書 （組・番号・生徒氏名記入） 3～4 頁	体育館	入学式	組・番号は入学式当日ご記入ください。
	③ ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書 5 頁	ゆうちょ銀行	入学式	記入例を参考にして記入していただき、最寄りのゆうちょ銀行へ直接提出してください。申込書が入っていたクリアファイルは担任へ提出してください。
	④ 高等学校等就学支援金 7～9 頁		4 月 12 日（金）	入学式以降、本校 HP に掲載されている高等学校等就学支援金のマニュアルを見ながら申請してください。 ※申請されない場合も、申請しない旨の入力が必要です。オンラインでの申請が難しい場合は、本日以降入学式までに事務室へご相談ください。
	⑤ 愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書 ⑥ 物品受領書 11～14 頁	担任	入学式	組・番号は入学式当日ご記入ください。
該当者のみ	⑦ 通学証明書 15～17 頁	通学証明書申請会場	3 月 22 日（金）	公共交通機関で通学される方は、「通学定期券の購入について」を参照のうえ記入していただき、申請会場の回収箱へ提出してください。
	⑧ 入学料等免除等申請書 （入学料：5,650 円が対象） 6 頁	事務室	入学式	「入学料等減免等基準一覧表」を確認し、該当する方は、オリエンテーション終了後、別途指定する入学料減免申請用紙お渡し会場まで申請用紙を取りに来てください。必要事項を記入の上、必要書類を添えて入学式までに提出してください。